

議案第49号

八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月19日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改定したいため、この案を提出するものである。

八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。